

## 高病原性鳥インフルエンザに係る野鳥監視重点区域の解除について

令和5年1月19日  
沖縄県自然保護課

令和4年12月16日、金武町の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、環境省が発生農場の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定しました。

県では、市町村等関係機関と連携し、野鳥の監視を強化してきたところですが、当該区域内で野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和5年1月18日24時に当該野鳥監視重点区域は解除されました。

県では、引き続き環境省等の関係機関と連携して死亡野鳥等の調査を実施し、野鳥の監視を継続します。

### 1 これまでの経緯

令和4年12月16日

- ・金武町の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことから、環境省が発生農場の周辺半径10km圏内を「野鳥監視重点区域」に指定

令和4年12月21日

- ・防疫措置（と殺、死体の処理、汚染物品（鶏卵、飼料、糞等）の処理、家きん舎等の消毒（1回目））が完了

令和5年1月18日

- ・防疫措置完了後、当該区域内で野鳥の大量死等の異常が確認されなかったため、環境省が同日24時に、当該野鳥監視重点区域を解除

※野鳥監視重点区域の指定は、「防疫措置が完了した日の次の日」を1日目として、28日目の24時に解除される。

### 2 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、県民の皆様におかれは、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、県自然保護課や市町村役場に御連絡ください。